

豊田市大野瀬町梨野地区における  
小水力発電所整備運営事業公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

豊田市

## 1. 趣旨

この要領は、本市がPFIのBOO方式により発注する豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業に係る発電事業者を選定するため、本市が実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 目的

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、脱炭素の取組の一つである「地域資源を十分に生かした再エネ導入」を実施するため、大桑谷川から取水している農業用水路を活用した小水力発電の事業性評価調査で得られた別紙「豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所概要」を活用し、事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で事業者が施設を解体・撤去を行うこと。

## 3. 概要

事業概要は以下の記載のとおり。

### (1) 運転開始まで

- ア 電力系統への発電設備の連系に関する申込み（系統連系申請）
- イ 水利権申請
- ウ 水圧管埋設に伴う道路占用許可申請
- エ 小水力発電設備の設置に係る実施設計
- オ 国・県・市・地元関係者との調整
- カ 電気事業法関係の手続き
- キ その他、関係法令及び条例の手続き
- ク 小水力発電設備の設置
- ケ 発電施設設置予定地の土地契約等

### (2) 運転開始以降

- ア 非常時含む小水力発電設備の維持管理
- イ 市の企画への協力含む地域活性化に資する事業の実施
- ウ 事業終了後の原状回復
- エ その他、発電事業を行うにあたって必要となる業務

## 4. 参加要件

### (1) 単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者

- ア 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人

(未納の税額がないことの証明)	事業税・地方法人特別税、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- キ 要求水準書（別紙）の記載事項を遵守すること

## （2）グループ

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ア 代表事業者を含むグループの構成員（以下、「構成員」という。）は、4（1）アから力の要件を満たすこと。
- イ 代表事業者はキの要件を満たすこと。

## 5. 選考日程

### （1）全体スケジュール

1月19日（月）	事業実施の市ホームページ公表、公募の開始 業務説明資料等の交付開始
2月 2日（月）	参加表明書・質問の受付期限 ※午後5時まで
2月 3日（火）	参加資格確認通知書の送付 質問の回答期限 ※午後5時まで
2月10日（火）	提案書等提出期限 ※午後5時まで
2月18日（水）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
2月19日（木）	選考結果の通知
2月20日（金）	最優秀提案者との協定締結条件協議開始
2月26日（木）	協定締結

※上記日程は、変更する場合がある。変更する場合は、対象となる事業者に事前に連

絡するものとする

## (2) 選考委員会ヒアリング

- ア 日時 令和8年2月18日（水） 午後1時～5時のうち指定する30分間  
イ 場所 豊田市役所東73会議室（東庁舎7階）  
ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき、1社30分（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。なお出席人数は3名以内とする。
  - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
  - ・社会情勢によりヒアリング方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 6. 選考委員

- 委員長 企画政策部 副部長 粕谷 忠弘  
委 員 学識経験者 雪田 和人  
(愛知工業大学工学部電気学科教授)  
脱炭素ミライプロジェクト リーダー 伊藤 勝介  
稻武支所 副支所長 岡部 正志  
未来都市推進課 副課長 播磨 有希子

## 7. 質問及び回答

### (1) 提出書類

質問書（様式第1号）

### (2) 受付期限

令和8年2月2日（月）午後5時

### (3) 提出方法

ア 電子メールにより質問書を提出すること。

イ 電子メールの件名は「（質問）豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業」とすること。

ウ 指定の様式によらない質問及び受付期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

### (4) 提出先

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当：植田・三俣（南庁舎4階）

【電子メール】hybrid-ity@city.toyota.aichi.jp

(5)回答方法

- ア 提出された質問事項について、回答一覧を質問書提出者全員に対して、電子メールにより回答する。
- イ 電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。
- ウ 回答にあたっては、質問者名等は公表しない。また、提案についての考え方と解されるもの等については回答しないことがある。
- エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

8. プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者は、「豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業に関する実施方針」及び「豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業の特定事業の選定及び客観的評価結果の公表について」を確認の上、次の要領で参加表明すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 受付期限

令和8年2月2日（月）午後5時 [必着]

(3) 提出方法

- ア 各様式に必要事項を記載のうえ、提出すること。

なお、参加表明書への押印（法人にあっては代表者印）については、豊田市としては求めるものではなく、プロポーザル参加希望者の社内規程等によるものとする。そのため、押印する場合は郵送、押印しない場合は電子メールにより提出すること。

イ 提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当：植田・三俣（南庁舎4階）

【電子メール】hybrid-ity@city.toyota.aichi.jp

9. 提案書等の提出

(1) 参加表明書を提出した者は、下記提案書等を提出すること。

提出書類		様式	提出部数
①	会社概要書・施工実績	様式第3号	1部（正本） 6部（副本）
②	技術提案書一式（A4サイズで両面最大10頁まで） ※A4サイズ、表紙・目次を含む。A3版横による折込ページは可とするが、2ページとして換算）	様式第4～11号（任意様式でも可）	1部（正本） 6部（副本）

③	決算報告書（直近2期分）※1	—	1部
④	法人登記に係る履歴事項全部証明書 ※1 ※2	—	1部
⑤	納税証明書（国税）（「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書）※1 ※2	—	各1部
⑥	納税証明書（愛知県税）（「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書）※1 ※2	—	1部
⑦	納税証明書（豊田市税）（証明の種類は「完納証明」）※3	—	
⑧	連合体協定書 ※4	—	1部

※1 連合体の場合は、全構成員分を提出すること。

※2 交付後3か月以内のもの（写し可）に限る。

※3 豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

※4 連合体の場合のみ提出すること（写し可）。

## 10. 提案書等の提出方法

### （1）提出方法

可能な限り、分かりやすく見やすいものを作成し、原則両面印刷のうえ、必要部数を用意し、持参又は郵送により提出すること。また、あわせて上記①～②については電子データも併せて電子メール等で提出すること。なお、提案書の提出を辞退する場合は、応募辞退届（様式第12号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

### （2）提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時〔必着〕

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

### （3）提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当：植田・三俣（南庁舎4階）

### （4）提案書等の取扱い

- ア 提案書等提出後における記載内容の追加及び変更は原則認めない。
- イ 提出された書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。
- ウ 提出された書類は一切返却には応じない。
- エ 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- オ 提出された書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する

情報の公表及びその他、市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(5) 留意事項

- ア 提案者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。
- イ 提案書等の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて提案者の負担とする。
- ウ 公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11. 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 企業の実績について（150点）

（1）企業の開発・施工実績（100点）

（2）企業の地域密着度（50点）

イ 業務実施計画等（70点）

（1）事業計画全般に関する事項（10点）

（2）設計・建設業務に関する事項（15点）

（3）運営維持業務に関する事項（5点）

（4）地域還元に関する事項（40点）

※評価点（500点）＝ア（企業の実績（150点））+イ（業務実施計画等（70点）×5）

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

<審査事項の内容>

評価区分	評価項目	評価内容	配点
ア 企業の実績について (150点)	(1) 企業の開発・施工実績 (※1)	再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績 20kW 以上の再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績がある、又は実績のある企業との協力体制を構築している。	100
	(2) 企業の地域密着度	応募企業又は応募グループの代表企業の市内における本店等の有無 応募企業又は応募グループの代表企業の本店・支店の所在地及びその体制	50
イ 技術提案の内容について (70点×5名=350点満点)	(1) 事業計画全般に関する事項	①事業期間中の事業者の経営計画 本事業を実施する事業者の経営計画の内容及び根拠資料等の妥当性について評価する。	5
	(2) 設計・建設業務に関する事項	②リスク管理と対応策 本事業における潜在的リスクに対するリスク管理と対応策について評価する。	5
		設計・建設上の留意点 事業内容及び現場環境条件から留意すべき事項の的確性について評価する。 施設整備の工夫や効率性について評価する。	5
	(3) 運営維持業務に関する事項	事業期間中の維持管理計画及び緊急対応体制 事業期間中の維持管理計画の妥当性について評価する。	5
	(4) 地域還元に関する事項	地域還元に関する提案や取り組み 地域還元の内容及び見込まれる効果について評価する。	50
評価点の合計			500

※1. 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同

じ。) の実績を含む。

## 12. その他

- (1) 国の補助金（令和7年度水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業））を財源とした事業である。
- (2) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (3) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で協定締結条件に関する協議を行い、最終的な協定書を作成する。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を準用し、最優秀提案者を協定の相手方として協定締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から協定締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、協定締結を行わない。なお、協定が不可能となった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 協定条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (9) 協定締結に関する事項
  - ア 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、市と参加企業との間で、速やかに基本協定を締結する。なお、協定内容の検討に係る事業者側の一切の費用は事業者の負担とする。
  - イ リスクに関する事項
    - ・ 基本的な考え方

本事業においては、本市と事業者が様々なリスクを適正に分担し、小水力発電設備が速やかに設置され、適切に運用されることを優先するものとする。
    - ・ 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容に対する市及び事業者による分担の基本的な考え方は、

「別表1－主要リスクの分担表」のとおりとする。

### 13. 担当窓口

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当 植田・三俣（南庁舎4階）

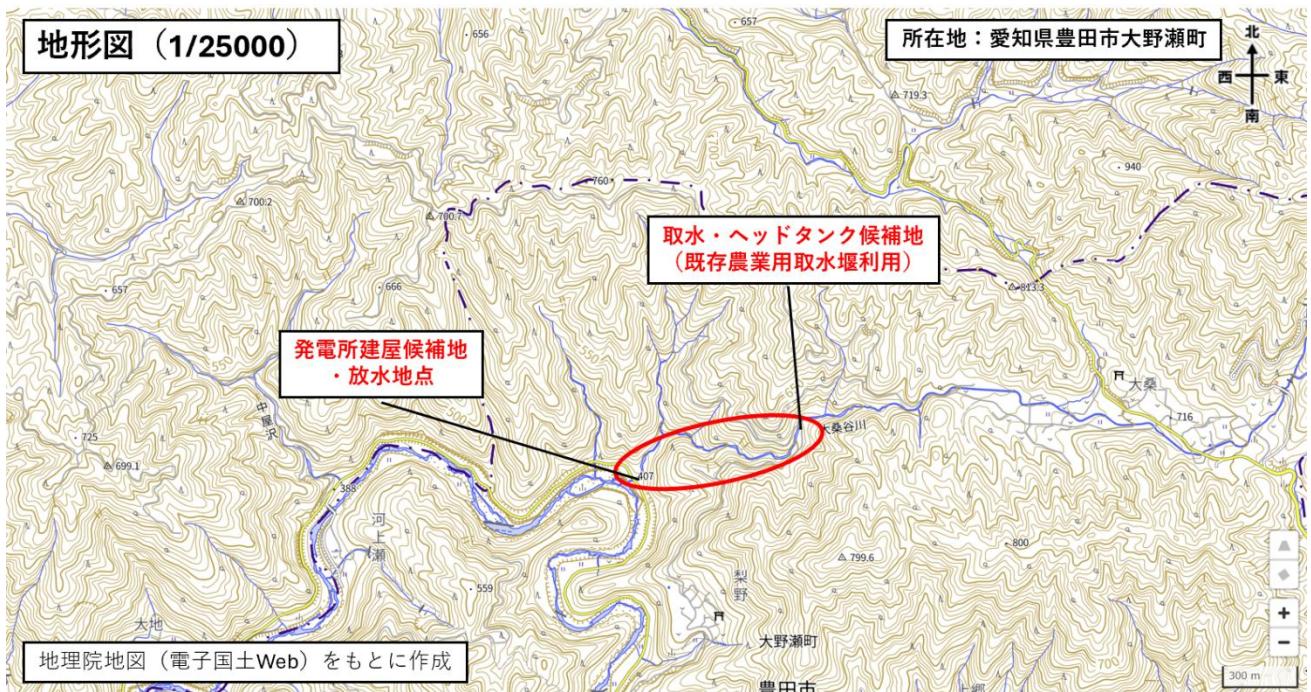
電話 0565-34-6982（直通） FAX 0565-32-3794

E-mail : [hybrid-city@city.toyota.aichi.jp](mailto:hybrid-city@city.toyota.aichi.jp)

別表1 主要リスクの分担表

○：主たるリスクの負担者

リスクの種類	No.	内 容	負担者	
			市	事業者
公募要領等	1	公募要領等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など		○
	3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	4	消費税及び地方消費税に関する変更		○
	5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
	6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更		○
	7	業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	8	事業者公募までの計画に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
社会	9	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	10	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	11	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
	12	事業に必要な資金の確保		○
経済	13	設計・設置段階の物価変更		○
	14	市が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
測量・調査		15 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
計画	設計	16 事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	17 市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事	工事費 増加	18 事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
	工事遅延	19 事業者の責めに帰すべき事由により、協定期日までに施設整備が完了しない場合		○



別紙1 事業位置図

出典:1/25000地形図(国土地理院)

